

## 「南あわじ市パートナーシップ宣誓制度」について（素案）

### 1. 制度の趣旨

南あわじ市は、「第3次南あわじ市男女共同参画計画」で、『すべての人が、もっともっと活躍するまちへ』を基本理念として、「性別を含めた様々な多様性をさらに認め合うことの重要性を全世代で共有」し、『できること』から着実に取り組むこととしています。

性別に関わらず誰もが自己実現を図り、生き生きと暮らすことのできる社会をつくっていくためには、子どもから高齢者まで住民の誰もが多様な生き方・価値観を認識し、尊重できる意識を持つことが必要です。

パートナーシップ宣誓制度の導入により、多様な性に対する社会的な理解が進み、互いを尊重しあうことができる社会が実現することを目指すものです。

### 2. 制度の概要

制度対象である二人が、市長に対して、パートナーシップの関係であることを宣誓し、必要書類を提出し、条件を満たしている場合、市長はパートナーシップ宣誓書受領証を交付することにより、パートナーシップ宣誓書を受領したことを証明します。

パートナーシップ宣誓制度は、要綱（市の内部規定）に基づいて行われるもので、法的な効力を有するものではありません。

### 3. 用語の定義

#### （1）性的マイノリティ

性的指向が異性愛のみでない者又は性自認が戸籍上の性別と一致しない者をいう。

#### （2）パートナーシップ

一方又は双方が性的マイノリティである二人の者が、互いを人生のパートナーとし、日常生活において、相互に協力し合い、支え合うことを約束した関係をいう。

#### （3）宣誓

パートナーシップを形成している者同士が、市長に対し、双方が互いのパートナーであることを誓うことをいう。

### 4. 宣誓対象者の要件

パートナーシップの宣誓をするには、一方又は双方が性的マイノリティであることのほか、以下の要件をすべて満たしている必要があります。

（1）双方が宣誓の当日に成人（18歳以上）であること。

（2）一方又は双方が市内に住所を有し、又は市内への転入を予定していること。

（3）双方に配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻と同様の関係にある者を含む）がいないこと。

（4）双方が宣誓しようとする相手の他にパートナーシップの関係にある者がいないこと。

- (5) 双方が他市区町村においてパートナーシップの宣誓をしていない者であること。
- (6) 双方が近親者（直系血族又は三親等内の傍系血族若しくは直系姻族の関係）でないこと。※ただし、双方が養子と養親の関係にある場合を除く。

## 5. 宣誓の方法

宣誓しようとする者は、職員の面前においてパートナーシップ宣誓書に自ら記入し、次に掲げる書類を添えて市長に提出していただきます。この場合において、宣誓しようとする者の一方又は双方が自ら記入することができないと市長が認めるときは、代筆させることができます。

### (1) 本人確認書類

個人番号カード、旅券、運転免許証等、写真付きの官公署発行の身分証明書

### (2) 現住所を確認できる書類

住民票の写し等（宣誓日以前3か月以内に発行されたものに限る。）

南あわじ市に転入予定の場合は、転入することがわかる書類

### (3) 独身であることを証明できる書類

戸籍全部事項証明書、独身証明書等（宣誓日以前3か月以内に発行されたものに限る。）

日本国以外の国籍を有する者は独身であることを証明できる書類

### (4) その他、市長が特に必要と認める書類

## 6. 交付書類

南あわじ市パートナーシップ宣誓書受領証

## 7. 通称名の使用

性的違和など、市長が特に理由があると認めるときは、宣誓書及び確認書に、戸籍上の氏名と併せて通称名（社会生活上日常的に使用している呼称）を記載することができます。

## 8. 受領証の返還

次のいずれかに該当するときは、届出とともに宣誓書受領証を返還していただきます。

- (1) 双方が市内に住所を有しなくなったとき。
- (2) パートナーシップを解消したとき。
- (3) その他、対象者の要件に該当しなくなったとき、若しくは虚偽の事実が判明したとき。

## 9. 受領証の再交付

次のいずれかに該当するときは、届出とともに宣誓書受領証を再交付することができます。

- (1) 宣誓書受領証を紛失、又は毀損・汚損し、再交付を希望する場合

## (2) 宣誓書受領証の内容に変更があった場合

### 10. 利用可能となる行政サービス

パートナーシップ宣誓制度については、法的な効力はありませんが、配偶者を対象としている行政サービスを利用できるよう検討を進めています。

現在検討中の行政サービスは以下のとおりです。

- ・市営住宅の申込
- ・犯罪被害者遺族見舞金の申請
- ・り災証明書の交付申請
- ・両親学級や乳幼児健診への参加
- ・災害弔慰金の申請

### 11. その他

本制度の趣旨や性的マイノリティの人権が十分に理解されるよう、継続的に市民や事業所等への周知、啓発に取り組みます。